

## **[事案 25-4] 入院給付金支払請求**

・平成 25 年 7 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款に定めるがんの入院に該当しないことを理由に、がん入院給付金が支払われないことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 24 年 10 月に、肝細胞がんにより入院し手術を行ったため給付金を受け取ったが、平成 24 年 12 月に、C 型慢性肝炎により 10 日間入院したため給付金を請求したところ、約款に定める「がんに対する治療を受けることを直接の目的とした入院」に該当しないとの理由により、給付金が支払われない。C 型慢性肝炎に対するインターフェロン治療と三剤併用療法は、肝細胞がんの再発を防止する治療であるので、給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院で採られた治療内容は、インターフェロン治療のみであるが、当該治療は C 型慢性肝炎を対象としたものであり、肝臓がんを対象としたものではない。
- (2) 本入院前後において、肝臓がんに関する容態が特段変容した所見は窺われず、がんの治療が必要とされた事実、その治療を受けることを直接の目的として入院が必要とされた事実はいずれも認められない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 「約款」では、がん入院給付金の支払いの要件について、「被保険者がつぎのすべてに該当したとき」として、① 責任開始日以後に初めてがんと診断確定されていること、② 責任開始日以後にがんの治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として入院していること」と規定している。
- (2) 「がんの治療を直接の目的とする」とは、がんという悪性新生物そのものに対する処理、即ち摘除手術や抗がん剤治療、あるいは放射線治療、またはこれらの治療に必然的に付随する処置（誰でも当然に受ける処置）を意味するものであり、がんの発生を予防するための処置は含まない。
- (3) 本入院において受けた治療は、「入院証明書」によると、「インターフェロン治療」のみであり、その他の治療については一切記載されていないため、「インターフェロン治療」が、「がんの治療を直接の目的」としているか否かについて判断する。
- (4) 「インターフェロン治療」とは、生体がウイルスに感染した際、そのウイルスを攻撃したり増殖を抑制したりする働きを持つインターフェロンを体内に注入する治療をいい、

申立人はC型慢性肝炎の治療として「インターフェロン治療」を受けたが、C型慢性肝炎は、肝細胞がんが発生する前段階となることが多く、「インターフェロン治療」によって、C型慢性肝炎のウイルスを攻撃したり増殖を抑制したりすることで、C型慢性肝炎ウイルスを減少させ、肝細胞がんが発生するリスクを抑える効果が期待される。

- (5) そうすると、C型慢性肝炎に対する「インターフェロン治療」は、肝細胞がんへの直接の治療とはいえ、肝細胞がんが発生することを予防するものであり、がんに対しての間接的な治療であるといえ、したがって、本入院時の治療は、がんに対する直接の治療ではなく、また、がんの治療に必然的に付随する処置でもないことから、本約款に規定するがんの治療を直接の目的とする入院には該当しない。